

和歌山県大阪・関西万博教育旅行参加支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、県内に設置された学校に就学している児童及び生徒の 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（以下「万博」という。）における先端的な技術及び国際理解に関する体験学習の実施を促進するため、学校行事として行う万博参加に要する経費に対して、予算の範囲内で和歌山県大阪・関西万博教育旅行参加支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年和歌山県規則第 28 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「対象教育機関」とは、県内に設置された小学校、中学校及び特別支援学校の小学部・中学部並びにフリースクール等の教育施設をいう。
- (2) 「事務局」とは、県が設置する和歌山県大阪・関西万博教育旅行参加支援事務局をいう。
- (3) 「貸切バス代」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）に対して支払うサービス対価（車輦貸切費、バスドライバー代、車庫から（へ）の回送費を含む。）をいう。

(交付対象者)

第3 この補助金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者及び県知事が認めた者とする。

- (1) 事務局による日程調整を受け、万博への教育旅行を行う対象教育機関から、当該旅行に係るサービスに関して直接依頼を受けた者
- (2) 次のア又はイに該当する者であること。
 - ア 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 2 条及び第 3 条で規定される旅行業又は旅行業者代理業を営む者
 - イ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項ロで規定される一般貸切旅客自動車運送事業を営む者

(交付対象経費及び交付額)

第4 補助金の交付対象経費及び交付額については、万博への教育旅行に要する経費（消費税相当額を含む。）であって、別表に定めるところとする。

(宣誓事項)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれにも宣誓しなければならない。

- (1) 提出する書類に虚偽がないこと。
- (2) 第3の交付対象者としての要件を満たしていること。
- (3) 第6の不交付要件に該当しないこと。

- (4) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他刑法（明治 40 年法律第 45 号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に虚偽の申請を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない補助金の交付を受け、又は受けようとするをいう。）が発覚した場合には、第 13 の規定に従い補助金の返還及び第 14 の規定により加算金の支払いを行うこと。
- (5) 県が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
- (6) 公益上特に必要があると認めるときには、第 15 の規定により情報を公表することに同意すること。
- (7) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条の 2 第 1 項に基づき国土交通大臣に届け出た運賃により適正に積算すること。
- (8) 審査の必要に応じ、申請者の申請状況について国等の関係機関に情報提供することに同意すること
- (8) (1)から(9)までに掲げるほか、この要綱の規定に従うこと。

（不交付要件）

第 6 第 3 の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者（法人にあっては、その役員を含む。）
- (3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

（交付申請及び実績報告）

第 7 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、和歌山県大阪・関西万博教育旅行参加支援事業補助金交付申請書兼実績報告書に、別表に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 補助金の交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第 8 知事は、第 7 により交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請に係る補助金の交付が本要綱その他関係法令等で定めるところに違反しないかどうか、補助金の額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに申請者に補助金の交付決定及び額の

確定通知を行うものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第9 規則第6条により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交付対象者は、補助金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等を補助金の交付を受けたのち5年間保管し、知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。
- (2) 交付対象者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第8号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。知事は、当該報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付の請求及び受理)

第10 補助金の交付を受けようとする者は、第8の規定による通知を受けた後、請求書（別記第7号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付を受けようとする者から、前項の規定に基づく請求があった場合、その内容について審査の上、適当と認められるときはその請求を受理する。

(立入検査等)

第11 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付対象者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときはこれを提示しなければならない。

(交付の取消)

第12 知事は、交付対象者（法人にあつては、その役員を含む。）が第6に規定する補助金の不交付要件に該当することが判明したとき、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13 知事は、第12の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合には、交付対象者の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第14 交付対象者は、第12の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消され、第13

の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

（申請内容の公表等）

第 15 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、この要綱に基づく業務において取得した個人情報等を国等の関係機関に提供し、又は申請者の名称、代表者名及び補助金の内容等に関する情報を公表することができる。

（その他）

第 16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1. 交付対象経費及び交付額

【交付対象経費】	
貸切バスを利用する場合	公共交通機関を利用する場合
(1)貸切バス代 (2)出庫から帰庫までの有料高速道路通行料金 (3)企画料金及び旅行業務取扱料金 ただし、貸切バス代に 10% を乗じた額を上限とする。	(1)公共交通機関利用に対して支払うサービス対価 (2)企画料金及び旅行業務取扱料金 ただし、公共交通機関利用に対して支払うサービス対価に 10% を乗じた額を上限とする。
【交付額】	
交付対象経費から参加生徒数×3,000 円を減じた額	

2. 補助金等交付申請書に添付する書類

貸切バスを利用する場合	公共交通機関を利用する場合
(1)宣誓書（別記第 1 号様式） (2)振込口座が確認できる通帳の写し（別記第 2 号様式） (3)出庫から帰庫までの走行距離及び拘束	(1)宣誓書（別記第 1 号様式） (2)振込口座が確認できる通帳の写し（別記第 2 号様式） (3)公共交通機関を利用するに際し要した

時間が確認できる書類（別記第3号様式又は旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に定める運送引受書の写し） (4)出庫から帰庫までの有料高速道路通行料金として要した経費が確認できる書類（別記第4号様式） (5)行程表（自由様式） (6)各対象教育機関が教育旅行として万博に参加するに際し、旅行業、旅行業者代理業又は一般貸切旅客自動車運送事業者として運送等サービスの手配又は提供を行ったことが確認できる契約書等の書類の写し（金額の内訳が分かるものを含む。） (7)別記第6号様式	経費が確認できる書類（別記第5号様式） (4)行程表（自由様式） (5)各対象教育機関が教育旅行として万博に参加するに際し、旅行業、旅行業者代理業又は一般貸切旅客自動車運送事業者として運送等サービスの手配又は提供をおこなったことが確認できる契約書等の書類の写し（金額の内訳が分かるものを含む。）
---	--